



新型コロナウイルス感染拡大防止のため保育料・給食費の還付を 4月も継続実施、育児休業復帰時期・求職期間を1か月延長

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育園・こども園(2号認定児)への通園を控え、家庭での保育にご協力いただいた方々に対して実施している保育料(0～2歳児)・給食費(3～5歳児)の還付を、1か月延長し、4月も継続して実施します。

他にも、家庭保育協力による1か月以上の長期休みを退所扱いとしないこと、令和2年4月1日付け入園で育児休業中の方の期限を5月末まで、求職中の方の期限を6月末までと、それぞれ1か月延長します。

■対象となる場合

【保育料・給食費還付】

・市内全認可保育園・こども園に通う0～2歳児の保育料

4月中に日曜、祝日を除いて連続10日以上のお休みがあった場合

※3～5歳児は保育料無償

・市立保育園に通う3～5歳児、市立こども園に通う2号認定児の給食費

4月中に日曜、祝日を除いて連続して10日以上のお欠食があった場合

※0～2歳児の給食費は保育料の中に含まれます。

どちらも各園にある還付請求書に保護者が必要事項を記入、園に提出してください。後日、振込で還付を行います。

【育児休業復帰時期延長】

・令和2年4月1日付け入園で育児休業中の方…復帰延長時期は5月末までとします。

延長を希望される方は、園またはこども課保育幼稚園係まで連絡してください。

【求職期間延長】

・令和2年4月1日付け入園で求職中の方…求職期間の延長は6月末までとします。

延長を希望される方は、園またはこども課保育幼稚園係まで連絡してください。